

兵庫県公報

平成25年3月22日 金曜日 第2476号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 公印の廃止及び新調（文書課）	1
○ 旅館業法施行条例に基づき知事が指定する施設（生活衛生課）	2
○ 阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）	10
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	10
○ 景観影響評価書及び再審査意見書の縦覧（都市政策課）	11
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	11
○ 同 上（同）	13
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	15
教育委員会規則	
○ 公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	15
○ 勤労生徒奨学資金貸与規則の一部を改正する規則	16
○ 勤労生徒奨学資金貸与規則を廃止する規則	16
○ 兵庫県立兎和野高原野外教育センター管理規則の一部を改正する規則	16
○ 兵庫県立体育施設管理規則の一部を改正する規則	18
教育委員会告示	
○ 兵庫県指定重要有形文化財等の指定	19
○ 有形文化財の登録	20
正 誤	
○ 平成24年12月11日付け兵庫県公報第2448号中	20

公布された法令のあらまし

- 公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第2号）
へき地手当の対象となる学校等の統廃合に伴い、所要の整備を行うこととした。
- 勤労生徒奨学資金貸与規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第3号）
併給禁止としている社団法人兵庫県高等学校教育振興会奨学資金貸与事業が公益財団法人に移管されること等に伴い、貸与対象者の要件について所要の整備を行うこととした。
- 勤労生徒奨学資金貸与規則を廃止する規則（教育委員会規則第4号）
県に代わって公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会が勤労生徒奨学資金貸与事業を行うことに伴い、勤労生徒奨学資金貸与規則を廃止することとした。
- 兵庫県立兎和野高原野外教育センター管理規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第5号）
兵庫県立兎和野高原野外教育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、利便施設の利用の手続を定める等所要の整備を行うこととした。
- 兵庫県立体育施設管理規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第6号）
兵庫県立神戸西テニスコートの講座受講に係る利用料金の基準額を定めることとした。

告 示

兵庫県告示第456号

1に掲げる公印を平成25年3月31日限り廃止し、2に掲げる公印を新調し、平成25年4月1日からその使用を開始する。

平成25年 3月22日

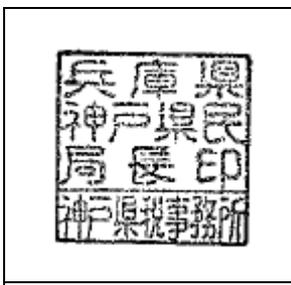
兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 廃止公印の名称及び印影



兵庫県神戸県民局長印
(神戸県税事務所)

2 新調公印の名称及び印影



兵庫県神戸県民局長印
(神戸県税事務所)



兵庫県告示第457号

旅館業法施行条例（昭和39年兵庫県条例第63号）第8条第1項第5号の規定により、次のとおり施設を指定し、平成25年4月1日から施行する。

なお、平成15年兵庫県告示第481号（旅館業法施行条例に基づき知事が指定する施設）は、平成25年3月31日限り、廃止する。

平成25年 3月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名称	位置	設置者
明石市立文化博物館	明石市上ノ丸2丁目13番1号	明石市
明石市生涯学習センター	同 市東仲ノ町6番1号	同
明石市立少年自然の家	同 市大久保町江井島567	同
洲本市立淡路文化資料館	洲本市山手1-1-27	洲本市
高田屋顕彰館・歴史文化資料館	同 市五色町都志1087	同
ウェルネスパーク五色オートキャンプ場	同 上	同
高田屋嘉兵衛翁記念館	洲本市五色町都志241	同
洲本市立青少年センター	同 市山手1-4-12	同
伊丹朝鮮初級学校	伊丹市桑津1丁目4番7号	学校法人兵庫朝鮮学園
一般社団法人伊丹市医師会准看護高等専修学校	同 市千僧1-1	一般社団法人伊丹市医師会

伊丹市立少年愛護センター	同 市千僧 1—1 伊丹市立総合教育センター内	伊丹市
伊丹市立こども文化科学館	同 市桑津 3—1—36	同
伊丹市立美術館	同 市宮ノ前 2—5—20	同
伊丹市子育て支援センター	同 市広畑 3—1 いたみいきいきプラザ 1F	同
伊丹市青少年センター	同 市昆陽池 2—1	同
伊丹市立昆陽池トリム・ランニングコース	同 市昆陽池 3—1	同
伊丹市立野球場	同 市瑞ヶ丘 1—1	同
伊丹市立瑞ヶ池トリム・ランニングコース	同 市瑞ヶ丘 5—1	同
伊丹市立猪名川テニスコート	同 市北伊丹 5丁目地先	同
伊丹市立ローラースケート場	同 市北伊丹 8—230—1	同
伊丹市立荒牧運動広場	同 市荒牧 5丁目60	同
伊丹市立稲野公園運動施設	同 市稲野町 2—3—2	同
伊丹市立相撲場	同 市宮ノ前 3—1	同
北河原センター	同 市北河原 2丁目 8—6	同
西台センター	同 市西台 2丁目 5—6	同
くすのきセンター	同 市北本町 1丁目302	同
当田藤ノ木センター	同 市藤ノ木 3丁目 5—1	同
あじさいセンター	同 市宮ノ前 3丁目 6—1	同
昆陽池センター	同 市昆陽池 3丁目 3	同
昆陽センター	同 市昆陽 4丁目127	同
千僧堂ノ前センター	同 市千僧 6丁目103—6	同
松ヶ丘センター	同 市松ヶ丘 1丁目64	同
南センター	同 市御願塚 3丁目 8—11	同
稲野東センター	同 市稲野町 2丁目44—4	同
稲野センター	同 市稲野町 4丁目46	同
若菱柏木センター	同 市若菱町 2丁目 3	同
平松会館	同 市平松 5丁目 1—2	同
いながわセンター	同 市森本 1丁目 1—4	同
森本センター	同 市森本 2丁目196—1	同
神津センター	同 市森本 3丁目60	同
長山センター	同 市森本 6丁目129	同
上須古センター	同 市森本 7丁目31	同
西桑津センター	同 市桑津 2丁目 1—22	同
岩屋センター	同 市岩屋 1丁目 5—42	同
口酒井センター	同 市口酒井 1丁目 3—39	同
下河原センター	同 市下河原 1丁目 9—22	同
北村センター	同 市北園 1丁目13	同
春日丘センター	同 市春日丘 2丁目60—3	同
北伊丹センター	同 市北伊丹 7丁目29—1	同
西センター	同 市西野 2丁目85	同
西野福祉会館	同 市西野 2丁目251	同
西野センター	同 市西野 3丁目76	同
武庫川センター	同 市西野 5丁目300	同
中野北センター	同 市中野北 2丁目10—19	同

中野西センター	同 市中野西 1 丁目147	同
北センター	同 市北野 1 丁目13	同
北野センター	同 市北野 5 丁目61	同
桑田センター	同 市荒牧南 3 丁目16—20	同
荒牧センター	同 市荒牧 5 丁目 2—15	同
鶴田センター	同 市荒牧 6 丁目20—29	同
あすなろセンター	同 市車塚 1 丁目32	同
安堂寺センター	同 市安堂寺町 4 丁目49—2	同
南野センター	同 市南野北 1 丁目 3—41	同
車塚センター	同 市車塚 2 丁目 6	同
緑ヶ丘センター	同 市緑ヶ丘 1 丁目70	同
東野センター	同 市緑ヶ丘 6 丁目43—1	同
東緑ヶ丘センター	同 市緑ヶ丘 7 丁目62—1	同
広畑センター	同 市広畑 3 丁目 4	同
瑞穂センター	同 市瑞穂町 4 丁目25	同
有岡センター	同 市伊丹 5 丁目 3—15	同
植松会場	同 市伊丹 6 丁目 6—5	同
東有岡センター	同 市東有岡 1 丁目19	同
若竹センター	同 市奥畑 2 丁目147	同
池尻南センター	同 市池尻 1 丁目199	同
池尻文化センター	同 市池尻 6 丁目172—1	同
野間笠松センター	同 市野間北 4 丁目 4—28	同
山田東センター	同 市山田 2 丁目 4—18	同
山田西在センター	同 市山田 5 丁目 8—23	同
寺本東センター	同 市寺本 1 丁目100	同
堀池センター	同 市堀池 2 丁目 2—20	同
美鈴センター	同 市美鈴町 4 丁目22—4	同
よつばセンター	同 市昆陽東 6 丁目 3—28	同
せつようセンター	同 市昆陽南 3 丁目 3—6	同
ゆうかりセンター	同 市鈴原町 2 丁目 4	同
南菱センター	同 市南鈴原 3 丁目49	同
さつきセンター	同 市南鈴原 4 丁目42	同
大野センター	同 市大野 3 丁目 5	同
荻野センター	同 市荻野 3 丁目73	同
南畑センター	同 市鴻池 1 丁目 2—12	同
鴻池センター	同 市鴻池 6 丁目 6—19	同
瑞原センター	同 市瑞原 3 丁目63	同
中野東センター	同 市中野東 2 丁目32	同
南荻野センター	同 市荻野西 1 丁目 1—13	同
伊丹市立生涯学習センター	同 市南野 2 丁目 3—25	同
伊丹市立北部学習センター	同 市北野 4 丁目30	同
伊丹市立女性・児童センター	同 市御願塚 6 丁目 1—1	同
土橋公園	同 市荒牧南 2 丁目20	同
桑田公園	同 市荒牧南 3 丁目268	同
西池公園	同 市荒牧南 4 丁目15	同
あぜみち公園	同 市荒牧 2 丁目 5 番街区	同
荒牧第三公園	同 市荒牧 3 丁目16—42	同
荒牧第二公園	同 市荒牧 4 丁目111	同

荒牧下ノ池緑地	同 市荒牧5丁目2	同
荒牧バラ公園	同 市荒牧6丁目5—50	同
鶴田公園	同 市荒牧6丁目160	同
長沢公園	同 市北野4丁目35	同
松ヶ丘公園	同 市松ヶ丘3丁目11	同
南本町公園	同 市南本町4丁目20	同
平松公園	同 市平松5丁目40	同
南菱公園	同 市南鈴原3丁目42	同
東浦公園	同 市南野3丁目889—1	同
車塚公園	同 市車塚2丁目86	同
玉田公園	同 市瑞原2丁目13	同
城ヶ市公園	同 市瑞原3丁目63	同
尼ヶ池公園	同 市瑞穂町4丁目17	同
緑ヶ丘公園	同 市緑ヶ丘1丁目50	同
伊丹史跡公園	同 市緑ヶ丘4丁目21	同
南町公園	同 市南町2丁目48	同
南野公園	同 市安堂寺町2丁目98	同
中曽根公園	同 市南野北3丁目78	同
泉公園	同 市昆陽泉町4丁目4	同
西善寺公園	同 市千僧3丁目70	同
堂の前公園	同 市千僧6丁目95	同
西玉田公園	同 市中野東2丁目30—2	同
長尾公園	同 市北野1丁目67—4	同
堀池公園	同 市堀池3丁目165外	同
昆陽川あやめ広場緑地	同 市池尻2丁目230—1	同
池尻東公園	同 市池尻3丁目57—7	同
西野公園	同 市池尻3丁目352外	同
池尻北公園	同 市池尻4丁目1	同
池尻公園	同 市池尻4丁目1番15号	同
池尻西公園	同 市池尻6丁目82—5	同
一ッ橋公園	同 市船原2丁目65	同
梅園公園	同 市西台1丁目61	同
主基公園	同 市西台4丁目15	同
御坊坂ノ下公園	同 市中野西1丁目147	同
有岡城跡公園	同 市伊丹1丁目3—1	同
有岡公園	同 市伊丹5丁目685—3	同
荻野公園	同 市荻野3丁目72	同
若竹公園	同 市荻野2丁目45	同
古池公園	同 市荻野6丁目24	同
若梅公園	同 市荻野1丁目13	同
一本松公園	同 市野間北3丁目187	同
平田公園	同 市野間北4丁目19—3	同
野間北公園	同 市野間北5丁目10—11	同
野間東公園	同 市野間1丁目4—5	同
野間公園	同 市野間8丁目14—3	同
野間西公園	同 市野間4丁目8—9	同
下河原公園	同 市下河原1丁目186—5	同
越ヶ井夢の道公園	同 市下河原2丁目369—7	同

北伊丹第1公園	同 市北伊丹2丁目64	同
北伊丹第2公園	同 市北伊丹4丁目71	同
北伊丹第3公園	同 市北伊丹8丁目230	同
西桑津緑地	同 市桑津2丁目	同
北浦公園	同 市桑津2丁目345—3	同
沢公園	同 市桑津2丁目394	同
西桑津公園	同 市桑津3丁目1	同
淵ノ上公園	同 市森本2丁目141—1	同
佐藤裏公園	同 市昆陽5丁目200—6	同
辻公園	同 市山田5丁目74	同
花里公園	同 市寺本3丁目197—2	同
鋳物師公園	同 市鋳物師4丁目4	同
庄境公園	同 市鋳物師4丁目95	同
政木公園	同 市北河原3丁目75	同
若松公園	同 市荻野8丁目65	同
美鈴公園	同 市美鈴町4丁目21—2	同
春日丘公園	同 市春日丘2丁目136—2	同
伊丹緑地	同 市春日丘6丁目	同
堤ヶ内公園	同 市昆陽泉町6丁目100	同
山田公園	同 市山田6丁目162	同
南式夕塚公園	同 市昆陽東6丁目257	同
北本町公園	同 市北本町1丁目186	同
宮ノ上公園	同 市北本町2丁目220—1	同
桜ヶ丘公園	同 市桜ヶ丘1丁目5—2	同
中野明神公園	同 市中野東1丁目421	同
中野行浪公園	同 市中野東2丁目400	同
西野二ツ塚公園	同 市西野1丁目240—4	同
十六名公園	同 市西野1丁目312—1	同
西野大谷公園	同 市西野2丁目404	同
西野北公園	同 市西野3丁目102	同
西野東緑地	同 市西野3丁目225	同
西野東川原公園	同 市西野5丁目258	同
西野上川原公園	同 市西野5丁目277	同
芝ノ小松原緑地	同 市西野6丁目268	同
西野緑地	同 市西野6丁目336	同
武庫川河川敷緑地	同 市西野7丁目2番	同
中野西公園	同 市中野西3丁目120—1	同
昆陽寺前緑地	同 市寺本2丁目170	同
寺本東公園	同 市寺本4丁目63番3	同
寺本公園	同 市寺本6丁目152	同
大鹿ふれあい公園	同 市大鹿7丁目27	同
南野平塚公園	同 市安堂寺町6丁目104	同
梅ノ木パーク	同 市梅ノ木3丁目27—1	同
東野公園	同 市東野1丁目76—11	同
南野宮ノ前公園	同 市南野4丁目15	同
千僧公園	同 市千僧2丁目157—1	同
千僧越塚公園	同 市千僧5丁目196	同
新伊丹公園	同 市御願塚1丁目80—1	同

御願塚古墳史跡公園	同 市御願塚4丁目326—9	同
若菱公園	同 市若菱2丁目2番	同
鴻池第二公園	同 市鴻池3丁目8	同
鴻池第三公園	同 市鴻池4丁目5—13	同
鴻池第一公園	同 市鴻池6丁目31—1	同
瑞ヶ丘公園	同 市瑞ヶ丘1丁目1	同
瑞ヶ池公園	同 市瑞ヶ丘5丁目1	同
神津公園	同 市森本6丁目73	同
大阪国際空港周辺緑地	同 市森本7丁目1—1外	同
稲野公園	同 市稲野町2丁目3—2	同
下河原ボケットパーク	同 市下河原1丁目303—8	同
下河原緑地	同 市下河原3丁目101	同
猪名川河川敷緑地	同 市下河原字西ノ倉	同
昆陽南公園	同 市山田1丁目177	同
笹原公園	同 市車塚1丁目32—1	同
昆陽池公園	同 市昆陽池3丁目1	同
瑞穂緑地	同 市緑ヶ丘、瑞ヶ丘、瑞穂	同
天王寺川緑地	同 市中野西、鴻池	同
天神川緑地	同 市荻野、鴻池、瑞原、中野東、荒牧	同
宮ノ前緑地	同 市宮ノ前1丁目105	同
天津緑地	同 市藤ノ木1丁目238—14	同
昆陽南緑地	同 市山田1丁目137	同
西池・黒池緑地	同 市鴻池字西池2—1	同
奥畑緑地	同 市奥畑3丁目46	同
相生市立こども学習センター	相生市緑ヶ丘4丁目5番5号	相生市
相生市立若狭野多目的研修センター	同 市若狭野町八洞字五反田152番6	同
相生市立海の環境交流ハウス	同 市相生5327番地14	同
才元の里 ふるさと交流館	同 市矢野町中野字上才ノ元129	同
相生市立羅漢の里	同 市矢野町瓜生字羅漢口28	同
たつの市御津文化センター	たつの市御津町苅屋356—1	たつの市
県立赤穂海浜公園	赤穂市御崎1857—5	兵庫県
赤穂市立美術工芸館（田淵記念館）	同 市御崎314—10	赤穂市
赤穂市立野外活動センター	同 市御崎708番地1	同
赤穂市立歴史博物館	同 市上仮屋916—1	同
赤穂市立有年考古館	同 市有年榎原1164—1	同
赤穂市立民俗資料館	同 市加里屋805—2	同
共同利用施設久代会館	川西市久代2丁目12番6号	川西市
伊丹市立野外活動センター	三田市木器字南下山1266番地の10	伊丹市
オークタウン加西	加西市鴨谷町159—40	加西市
養父市立あけのべ自然学校	養父市大屋町明延1184	養父市
丹波市立植野記念美術館	丹波市氷上町西中615番地4	丹波市
丹波市立こうがやま児童館	同 市氷上町成松217番地	同
丹波市立しろやま児童館	同 市氷上町石生611番地12	同
丹波市立青垣いきものふれあいの里	同 市青垣町山垣115番地6	同
淡路ファームパークイングランドの丘	南あわじ市八木養宜上1401	南あわじ市
淡路人形浄瑠璃館	同 市福良甲1528—1地先	同
大鳴門峡記念館「うずしお科学館」	同 市福良丙936—3	同

淡路人形浄瑠璃資料館	同	市市三條880	同
南あわじ市産業文化センター	同	市津井2285—4	同
南あわじ市子育て学習・支援センター	同	市市青木198—1	同
広田梅林ふれあい公園	同	市広田広田1016—1	同
淡路ふれあい公園	同	市広田広田1473—12	同
南あわじ市吹上野外教育センター	同	市阿万吹上上町113—1	同
南あわじ市南淡B&G海洋センター (ヨット場)	同	市阿万塩屋町2624—16	同
潮美台東公園	同	市潮美台2丁目23	同
潮美台西公園	同	市潮美台1丁目27	同
福良波止の浜公園	同	市福良乙1652—1	同
福良児童公園	同	市福良甲512—2	同
賀集八幡公園	同	市賀集八幡698—1	同
淡路市立中浜稔猫美術館	淡路市浦668—2		淡路市
淡路市立稲家記念館	同	市志筑2801—1	同
野島断層保存館	同	市小倉177	同
淡路市北淡歴史民俗資料館	同	市浅野南240	同
淡路市津名子育て学習センター	同	市志筑新島7番地1	同
淡路市北淡子育て学習センター	同	市富島1388番地	同
淡路市一宮子育て学習センター	同	市郡家686番地	同
淡路市東浦子育て学習センター	同	市久留麻1741番地1	同
北淡震災記念公園セミナーハウス	同	市小倉177	同
淡路市旧砂川屋敷レトロ体験村	同	市王子574、574—2	同
山王山教育キャンプ場	同	市高山甲807—3	同
生涯学習センター学遊館	宍粟市山崎町東下野18		宍粟市
山崎歴史民俗資料館	同	市山崎町鹿沢80	同
最上山公園	同	市山崎町元山崎	同
本多公園	同	市山崎町本鹿沢	同
夢公園	同	市山崎町中広瀬	同
ふれあい公園	同	市山崎町庄能	同
せせらぎ公園	同	市山崎町今宿	同
大歳公園	同	市山崎町上寺	同
咲パーク公園	同	市山崎町中井	同
姫路市立梯野外活動センター	同	市山崎町梯313—13	姫路市
山崎文化専門学校	同	市山崎町鹿沢24—6	学校法人山崎文 化学園
山崎ドレス女学院	同	市山崎町山田113	進学校法人山崎 ドレス女学院
兵庫県立三室高原青少年野外活動センター	同	市千種町河内字真所669—138	兵庫県
やしろ鴨川の郷	加東市上鴨川1061—100		加東市
南山第1号緑地	同	市横谷375番地の44	同
南山第2号緑地	同	市横谷375番地の7	同
南山第3号緑地	同	市横谷375番地の5	同
ひょうご東条インターチェンジ記念公園	同	市横谷401番地	同
口ノ池公園	同	市長貞1823番地の157	同
南山第1号街区公園	同	市森1027番地の1	同

ゆめのくにこうえん	同 上	同
南山第4号緑地	加東市森1038—46外	同
南山第5号緑地	同 市森1038—49	同
南山第6号緑地	同 市森1075外	同
南山第7号緑地	同 市森590—51外	同
南山第2号街区公園	同 市森590—79	同
なかよし公園	同 市北野233—1	同
わんぱく公園	同 市新町320	同
行里公園	同 市下滝野1丁目42	同
八之坪公園	同 市下滝野2丁目42	同
地藏公園	同 市下滝野3丁目42	同
駅前公園	同 市下滝野4丁目42	同
鬮龍すくえあ	同 市上滝野284外	同
香りの樹公園	同 市上滝野2104外	同
いきいき広場	同 市上滝野2049	同
関戸公園	同 市上滝野787—12	同
関戸緑地	同 市上滝野757—7外	同
朝日ヶ丘公園	同 市河高4098	同
夕日ヶ丘公園	同 市河高3014—17外	同
滝野総合公園	同 市河高4007外	同
河高緑地	同 市河高4025外	同
滝ノ上公園	同 市多井田896	同
上中第二公園	同 市上中2丁目98	同
上中第一公園	同 市上中3丁目156	同
上中小池公園	同 市上中1丁目72	同
やしろ児童公園	同 市社480—1	同
社中央公園	同 市社157—1外	同
千鳥ヶ丘公園	同 市社1965—7	同
平池公園	同 市東古瀬453—1	同
憩いの森公園	同 市東古瀬814—2外	同
佐保ちびっ子公園	同 市佐保3	同
大歳公園	同 市喜田2丁目6—1	同
清水公園	同 市喜田2丁目12—1	同
ライジン公園	同 市藤田1896	同
天神西公園	同 市天神50外	同
南山第3号街区公園	同 市南山4丁目12	同
南山第4号街区公園	同 市南山5丁目14	同
星の里公園	同 市南山5丁目1—1	同
猪名川町木津総合会館	川辺郡猪名川町木津字上山23	猪名川町
猪名川町立ふるさと館	同 郡同 町木津字八十19—2	同
多田銀銅山悠久の館	同 郡同 町銀山字長家前4—1	同
猪名川町子育て支援センター	同 郡同 町柏梨田字イクシ124—1	同
千軒キャンプ場	同 郡同 町民田字川向357	同
尼崎市立青少年いこいの家	同 郡同 町万善字東山6—1	尼崎市
多可町北播磨余暇村公園	多可郡多可町中区牧野817—41	多可町
北部子育て支援センター	加古郡播磨町西野添2丁目10番34号	播磨町
南部子育て支援センター	同 郡同 町北本荘3丁目2番31号	同
すばらく神崎	神崎郡神河町貝野434	神河町

神崎農村公園ヨーデルの森	同 郡同 町猪篠1868	同
かんざきピノキオ館	同 郡同 町山田30—1	同
児童センターきらきら館	同 郡同 町中村29	同
旧上小田小学校体育館	同 郡同 町上小田362	同
旧川上小学校体育館	同 郡同 町川上483	同
旧南小田小学校体育館	同 郡同 町南小田1233—2	同
旧大山小学校体育館	同 郡同 町杉1183—3	同
市川町健康広場公園	同 郡市川町美佐1010	市川町
福崎町市川河川公園	同 郡福崎町馬田字竹ノ元22番4地先	福崎町
イーストパーク	同 郡同 町大貫字和田972番地1	同
さよう子育て支援センター	佐用郡佐用町長尾905—9	佐用町
兵庫県立兎和野高原野外教育センター	美方郡香美町村岡区宿字兎臥野791—1	兵庫県
新温泉町浜坂子育て支援センター	同 郡新温泉町浜坂2669—11	新温泉町
ふれあいセンター ゆめっこランド (交流支援センター)	同 郡同 町湯1685—137	同



兵庫県告示第458号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 3月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業
3. 5. 619号長洲久々知線
- 3 事業施行期間
変更前 平成13年 6月26日から平成25年 3月31日まで
変更後 平成13年 6月26日から平成27年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第459号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年 3月24日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成25年 3月22日から 2週間、但馬県民局養父土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年 3月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考

県道 檜 倉 山 東 線	朝来市山東町溝黒字寺ノ後257番4から 同 市山東町柗木字申ヶ谷1番2まで	旧	5.0から 28.0まで	1,118.0	一部 予定地
	朝来市山東町溝黒字今在家149番から 同 市山東町柗木字申ヶ谷1番2まで		9.0から 85.0まで		
	朝来市山東町溝黒字今在家149番から 同 市山東町柗木字申ヶ谷1番2まで	新	9.0から 85.0まで	1,369.0	



兵庫県告示第460号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の8第1項の規定による景観影響評価書の提出があったので、条例第27条の8の2第1項の規定により、再審査意見書を作成した。ついで、この景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しを条例第27条の9第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成25年 3月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 名称 木の花観光株式会社
 代表者の氏名 田 淵 國 光
 住所 養父市丹戸909—1
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
 名称 プラトーこのはな 新館
 所在地 養父市丹戸909—1
- 3 景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第2課
 縦覧期間 平成25年 3月22日から同年 4月 4日まで

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成25年 3月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 アマスタ アマセン
 所在地 尼崎市神田中通一丁目1番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 阪神電気鉄道株式会社
 代表者の氏名 藤 原 崇 起
 住所 大阪市福島区海老江一丁目1番24号
- 3 変更事項
 (i) 大規模小売店舗の名称
 ア 変更前
 ニセンデパート

イ 変更後

アマスタ アマセン

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社尼専デパート	尼崎市神田中通 2 丁目 28	深 江 豪
外未定		

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
イズミヤ株式会社	大阪市西成区花園南 1 丁目 4 番 4 号	坂 田 俊 博
株式会社クロスカンパニー	岡山市北区幸町 2 番 8 号	石 川 康 晴
株式会社ユニクロ	山口市佐山 717 番 1 号	柳 井 正
外31者		

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社尼専デパート	午前10時	午後 9 時
未定	午前 6 時	午後10時

イ 変更後

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
イズミヤ株式会社	午前 6 時	翌午前 1 時
株式会社クロスカンパニー 外32者	午前 6 時	午後10時

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

駐車場	利用することができる時間帯
隔地駐車場 1	午前 7 時30分から午後10時30分まで
隔地駐車場 2	午前 5 時30分から午後10時30分まで
隔地駐車場 3	午前 7 時から午後10時まで

イ 変更後

駐車場	利用することができる時間帯
隔地駐車場 1	午前 6 時から翌午前 0 時まで
隔地駐車場 2	午前 5 時30分から翌午前 1 時30分まで
隔地駐車場 3	午前 7 時から午後10時まで

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前

午前 6 時から午後10時まで

イ 変更後

午前 5 時から午後10時まで

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗の名称

平成24年11月30日

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成25年 3月19日ほか
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
平成25年 3月19日
- (4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
平成25年 3月19日
- (5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
平成25年 3月19日

5 届出年月日

平成25年 3月 4日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成25年 3月22日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成25年 7月22日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成25年 3月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 姫路市花田ショッピングセンター

所在地 姫路市花田町上原田189番地1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 ダイワロイヤル株式会社

住所 東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号

代表者の氏名 原 田 健

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前

（仮称）姫路市花田ショッピングセンター

イ 変更後

姫路市花田ショッピングセンター

(2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 ダイワロイヤル株式会社

住所 東京都台東区上野七丁目14番4号

代表者の氏名 越 智 壯

イ 変更後

名称 ダイワロイヤル株式会社
 住所 東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号
 代表者の氏名 原 田 健

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
大黒天物産株式会社	岡山県倉敷市堀南704番地5	大 賀 昭 司
クラウンソックス株式会社	加古川市西神吉町大国140番地	三 木 尊 道
タキヤ株式会社	尼崎市北大物町16番7号	瀧 川 清 統

外2者

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
大黒天物産株式会社	岡山県倉敷市堀南704番地5	大 賀 昭 司
株式会社手芸の丸十	加古川市加古川町中津448-1	畑 陽 介
ゴダイ株式会社	姫路市綿町104番地 スクエアビル2階	浦 上 晃 之

外4者

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
大黒天物産株式会社	24時間	
クラウンソックス株式会社	午前10時	午後8時
タキヤ株式会社	午前10時	午後10時
株式会社西松屋チェーン	午前9時	午後8時
株式会社ライトオン	午前10時	午後9時
その他、未定4者	午前9時	午後9時

イ 変更後

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
大黒天物産株式会社	24時間	
株式会社手芸の丸十	午前10時	午後8時
ゴダイ株式会社	午前7時	翌午前0時
株式会社西松屋チェーン	午前9時	午後8時
株式会社ライトオン	午前10時	午後9時
青 田 次 郎 城山電子株式会社	午前9時	午後9時

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗の名称
平成25年2月27日
- (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成22年5月6日ほか
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成25年2月27日ほか

- (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
平成25年 2月27日
- 5 届出年月日
平成25年 2月26日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成25年 3月22日から 4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成25年 7月22日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示12号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設の指定した内容に変更があったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年 3月22日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

2 老人ホームの表三木市の項中

「
|
|
」

特別養護老人ホーム しゅうらく苑	同 市別所町興治142
------------------	-------------

を
「
|
|
」

特別養護老人ホーム しゅうらく苑	同 市別所町興治1588
------------------	--------------

に改める。

教育委員会規則

公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月22日

兵庫県教育委員会
委員長 西 村 亮 一

兵庫県教育委員会規則第2号

公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校教職員のへき地手当等に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表準へき地学校の款宍粟市の目中「波賀学校給食センター」を削り、同款豊岡市の目中「西気小学校」を削り、同表特別な地域に所在する学校の款神崎郡神河町の目中「南小田小学校」を削り、同款南あわじ市の目中「辰美中学校」を削る。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。



勤労生徒奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月22日

兵庫県教育委員会
委員長 西 村 亮 一

兵庫県教育委員会規則第3号

勤労生徒奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

勤労生徒奨学資金貸与規則（昭和59年兵庫県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「又は」を「若しくは」に、「している者。ただし、」を「する者又は」に、「にあつては、」を「（」に、「こと。」を「者に限る。）」に改め、同条第4号中「社団法人兵庫県高等学校教育振興会奨学資金及び高等学校奨学資金」を「公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会奨学資金」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号に係る改正規定は、公布の日から施行する。



勤労生徒奨学資金貸与規則を廃止する規則をここに公布する。

平成25年 3月22日

兵庫県教育委員会
委員長 西 村 亮 一

兵庫県教育委員会規則第4号

勤労生徒奨学資金貸与規則を廃止する規則

勤労生徒奨学資金貸与規則（昭和59年兵庫県教育委員会規則第1号。以下「旧規則」という。）を廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 施行日の前日において旧規則第2条第1号に規定する高等学校に在学し、現に旧規則第1条に規定する奨学資金の貸与を受けている者は、この規則の施行後も、当該高等学校の課程を修了し、又は退学するまでの間に限り、奨学資金の貸与を受けることができる。この場合において、旧規則の関係規定は、なおその効力を有する。
- 3 旧規則の規定（前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧規則の関係規定を含む。）に基づき奨学資金の貸与を受けた者に係る旧規則の規定は、その者が貸与を受けた奨学資金を返還するまでの間に限り、なおその効力を有する。



兵庫県立兎和野高原野外教育センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月22日

兵庫県教育委員会
委員長 西 村 亮 一

兵庫県教育委員会規則第5号

兵庫県立兎和野高原野外教育センター管理規則の一部を改正する規則

兵庫県立兎和野高原野外教育センター管理規則（昭和47年兵庫県教育委員会規則第28号）の一部を次のよう

に改正する。

第6条中「別記様式。以下」を「様式第1号）又は兵庫県立兎和野高原野外教育センター利便施設事業申請書（様式第2号）（以下これらを）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 兵庫県立兎和野高原野外教育センター利便施設事業申請書には、利便施設の利用計画を記載した図面その他教育委員会が必要と認める書類を添付しなければならない。

第7条中「、利用許可申請書の提出があつた場合において」を削る。

第8条第1項中「の提出があつた」を「を受理した」に改める。

第9条中「第7条第3項」を「第7条第3項本文」に改める。

別記様式を次のように改める。

様式第1号（第6条関係）

兵庫県立兎和野高原野外教育センター利用許可申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住 所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） — 番

次のとおり申請します。

1 行事の名称														
2 行事の目的														
3 利用期間	年 月 日		時から		泊		日間							
	年 月 日		時まで											
4 参加人員	日	区分	予 定 人 員				※ 確 定 人 員							
			18歳未満の者若しくは高等学校の生徒又はその引率者		その他の者		計		18歳未満の者若しくは高等学校の生徒又はその引率者		その他の者		計	
		第1日	男 女	人 人	男 女	人 人	人		男 女	人 人	男 女	人 人	人	
		第2日	男 女	人 人	男 女	人 人	人		男 女	人 人	男 女	人 人	人	
		第3日	男 女	人 人	男 女	人 人	人		男 女	人 人	男 女	人 人	人	
		第4日	男 女	人 人	男 女	人 人	人		男 女	人 人	男 女	人 人	人	
		第5日	男 女	人 人	男 女	人 人	人		男 女	人 人	男 女	人 人	人	
		第6日	男 女	人 人	男 女	人 人	人		男 女	人 人	男 女	人 人	人	

5 宿 泊 人 員	第1日	男 女	人 人	男 女	人 人	人	男 女	人 人	男 女	人 人	人
	第2日	男 女	人 人	男 女	人 人	人	男 女	人 人	男 女	人 人	人
	第3日	男 女	人 人	男 女	人 人	人	男 女	人 人	男 女	人 人	人
	第4日	男 女	人 人	男 女	人 人	人	男 女	人 人	男 女	人 人	人
	第5日	男 女	人 人	男 女	人 人	人	男 女	人 人	男 女	人 人	人
6 利 用 施 設	宿泊室・集会室・キャンプ場・体育館										
7 備 考	1 ※印の欄は、記入しないこと。 2 利用施設については、利用希望の施設に○印を記入すること。 3 参考資料を添付すること。										

様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第2号（第6条関係）

兵庫県立兔和野高原野外教育センター利便施設事業申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住 所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話（ ） ー 番

利 便 施 設 の 用 途	
事業を行おうとする利便施設	
事業を行おうとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

注 自動販売機の設置の事業を行おうとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。



兵庫県立体育施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月22日

兵庫県教育委員会
委員長 西村 亮一

兵庫県教育委員会規則第6号

兵庫県立体育施設管理規則の一部を改正する規則

兵庫県立体育施設管理規則（平成24年兵庫県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表1(2)の表の次に次の1表を加える。

(3) 受講に係る料金の基準額

区分	基準額			受講者
ジュニアコース	9時から18時まで	1人1講座1月につき	5,400円	小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒（これらに準ずる学校の児童及び生徒を含む。）並びに就学前の者
	18時から21時まで	1人1講座1月につき	5,800円	
初心者コース	9時から18時まで	1人1講座1月につき	3,600円	一般
	18時から21時まで	1人1講座1月につき	4,000円	
その他のコース	9時から18時まで	1人1講座1月につき	5,100円	
	18時から21時まで	1人1講座1月につき	5,500円	

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

兵庫県教育委員会告示第2号

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第4条第1項及び第31条第1項の規定により、兵庫県指定重要有形文化財及び兵庫県指定史跡名勝天然記念物として次のものを指定する。

平成25年3月22日

兵庫県教育委員会
委員長 西村 亮一

種 別	文化財の名称	員 数	所 在 地	所 有 者	
重要有形文化財	彫 刻	木造観音菩薩立像	1 軀	多可郡多可町八千代区大和774番地	宗教法人 楊柳寺
		木造女神坐像 附 木造女神像 7 軀	2 軀	淡路市多賀740番地	宗教法人 伊弉諾神宮
	典 籍	紺紙金泥法華経	8 卷	多可郡多可町加美区的場853番地	宗教法人 金蔵寺
	考 古 資 料	下加茂遺跡 1 号方形周溝墓出土品	21点	神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号 (加古郡播磨町大中 1 丁目 1 番 1 号)	兵庫県 (兵庫県立考古博物館)
			朝来市和田山町平野字花段70番1、70番2、70番3、平野字竹ノ下176番1、177番1、178番1、178番3、180番1、181番1、181番2、182番1、182番2、平野字池田184番、185番1、185番2、186番、187番、187番2、187番4、188番、188番1、189番1、189番2、189番5、190番、191番1、191番2、192番1、192番2、193番、194番、195番1、195番2、196番1、196番2、196番4、197番1、198番、199番1、	朝来市 茂上清司 久保田信行 高品健次 細見光夫 松岡正博	

史跡名勝天然記念物	史 跡	池田古墳	11,206.73 m ²	200番、202番1、202番2、202番3、203番、204番1、204番2、205番1、205番2、206番1、207番1、208番1、209番1、209番5、209番6、210番5、210番6、211番1、211番2、211番9、211番10、平野字池田211番9と同字竹ノ下182番1に挟まれ同字池田189番2と同字池田196番3に挟まれるまでの道路敷、平野字池田192番1と同字池田193番に挟まれ同字池田192番2と同字池田196番2に挟まれるまでの道路敷、平野字池田189番1と同字池田197番1に挟まれ同字池田202番2と同字竹ノ下176番1に挟まれるまでの道路敷、平野字池田205番1と同字池田326番1に挟まれ同字池田202番3と同字池田328番1に挟まれるまでの道路敷	高品文子 小山茂雄 岩木幸世 細見貞夫 高品周二 和田信實 山根弘稔 佐藤亨 細谷博光 吉田剛己 茂上 細田克己
-----------	-----	------	-----------------------------	---	---



兵庫県教育委員会告示第3号

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第19条の2第1項の規定により、平成25年3月7日付けで次のものを文化財登録原簿に登録した。

平成25年3月22日

兵庫県教育委員会
委員長 西村 亮一

種 別	文化財の名称	員 数	所 在 地	所 有 者
登録有形文化財	建造物 一乗寺開山堂	1棟	加西市坂本町821番地の17	宗教法人 一乗寺

正 誤

○平成24年12月11日付け（兵庫県公報第2448号）
兵庫県告示第1551号（保安林の指定の予定通知）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
3	上から19	3217の5	3127の5
同	同	3127の8から3217の13まで	3127の8から3127の13まで